

○塩尻委員長 ただいまより、子育て文教常任委員会を開会いたします。

本日の出席委員は全員であります。

それでは、会議を進めてまいります。

初めに、1、請願・陳情議案の審査についてを議題といたします。

まず、陳情第36号、旭川市特別会計における消費税の申告・納付状況について調査・公表を求めることについてに関わりまして、特に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○塩尻委員長 なければ判断できる状況にあるか各会派等に確認いたします。

自民党・市民会議

○沼崎委員 判断できます。

○塩尻委員長 民主・市民連合。

○上野委員 判断できます。

○塩尻委員長 公明党。

○中村のりゆき委員 判断できます。

○塩尻委員長 日本共産党。

○中村みなこ委員 判断できます。

○塩尻委員長 無所属、横山委員。

○横山委員 判断できます。

○塩尻委員長 それでは、全会派等が判断できるとのことでしたので、陳情第36号についての採択、不採択の判断を、意見開陳を含めて伺っていきたいと思います。

自民党・市民会議。

○沼崎委員 不採択とすべきと判断いたします。理由につきましては、この陳情事項においては、既に監査委員会において対応されているものと承知しておりますし、また、東京都において長年にわたり不適正な状態が続いていたという案件とですね、この旭川市の単年度において過大還付が発生したけれども、修正申告がきちんと行われていて、これは長年にわたって行われたことでもありませんし、チェック機能が働いているから、修正申告がきちんと行われているものと思いますので、願意に沿い難いというのが理由でございます。

○塩尻委員長 民主・市民連合。

○上野委員 この件につきましてはですね、今ほどお話があったように、既に公表されていると考えておるため、願意に沿い難く不採択といたします。

○塩尻委員長 公明党。

○中村のりゆき委員 公明党といたしましても願意に沿い難く、不採択とすべきものと判断しております。

簡潔に理由を申し上げますと、もともとの陳情自体は、旭川市の全ての特別会計に関わって、消費税の申告納付の有無を調査し、公表することというふうになっておりまして、議会事務局のほうでですね、関係する特別会計のところへ振り分けをされたということで、当常任委員会におきまし

ては、育英事業、母子福祉資金等貸付事業の2つの特別会計ということに関わっているということで確認をしておりますけれども、そうした中でそもそも育英事業とですね、母子福祉資金等貸付事業については、消費税が発生しないということもありまして、当常任委員会においては該当しないものということなものですから、判断としては、それだけを申し述べて、不採択というふうにさせていただきます。

○塩尻委員長 日本共産党。

○中村みなこ委員 日本共産党としても願意に沿い難いと判断いたしております。

旭川市の特別会計の収支及び納税状況については、毎年度の決算書及び決算に関わる書類において公表されており、既に透明性は確保されています。陳情事項にあります各特別会計についても、地方自治法に基づき、監査委員による審査を経て議会で認定を受けております。過去において過大還付の発生において修正申告を行うなど、適切な対応を取っているなど、説明責任はどの特別会計でも果たされていると考えております。よって、陳情第36号は願意に沿い難く、我が会派としては、不採択にすべきと判断いたします。

○塩尻委員長 無所属横山委員。

○横山委員 当陳情の中で指摘をされている過大還付等の事項については、既に必要な措置が取られているというふうに認識をしています。また、その他特別会計においても、当該所管部署において対応されており、また、監査委員会における審査も厳正に行われていると承知しておりますので、指摘の内容については、その蓋然性が高いとは言えませんので、陳情については願意に沿い難く、不採択とすべきと考えます。

以上です。

○塩尻委員長 それでは、不採択とすべきものとするので全会一致となりましたので、陳情36号におきましては、不採択とすべきものと決定することで御異議ありませんか。

(「意義なし」の声あり)

○塩尻委員長 御異議なしと認めます。

よって、陳情第36号につきましては、不採択とすべきものと決定いたしました。本会議における委員長口頭報告案の作成につきましては、正副委員長に一任願えますでしょうか。

(「はい」の声あり)

○塩尻委員長 それでは、そのように扱わせていただきます。

次に、陳情第53号、いじめ事案における警察との連携強化及び相談基準の明確化について、陳情第54号、官民・デジタル技術連携による不登校児童生徒及び保護者への包括的支援とフリースクール等利用助成制度の検討について及び陳情第55号、ジェンダー平等の観点に基づく相談支援体制の充実及び男性向けLINE相談窓口の設置についてに関わりまして、ここで委員会を休憩し、陳情提出者から趣旨・補足説明を受けることといたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時06分

再開 午前10時18分

○塩尻委員長 再開いたします。

ただいま趣旨・補足説明を受けた陳情第53号ないし陳情第55号の以上3件につきまして、委員の皆様から、特に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○塩尻委員長 なければ、この件につきましては、ただいま説明を受けたばかりでありますことから、本日のところは陳情の判断を保留とすることによろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○塩尻委員長 それでは、今回は保留とさせていただきます。

次に、2、子育て及び男女共同参画並びに学校及び社会教育に関する事項についてを議題といたします。

まず、(1)旭川市愛育センター園庭整備について、理事者から報告願います。

○木村こども・女性・若者未来部長 旭川市愛育センター園庭整備につきまして、配付資料に基づき御説明を申し上げます。

資料の1ページ目を御覧ください。最初に、左上の整備経過になりますが、愛育センターにつきましては、昭和56年の開設以来、障害のある子どもたちのための施設として、地域と共に歩んできましたが、開所から40年以上が経過する中で、園庭遊具の老朽化や破損等により、使用可能な遊具が減少し、屋外での遊びを通じた適切な療育の提供が困難な状況となっておりました。また、保護者からも、子どもたちが安全、安心して遊ぶことができるよう、新たな遊具の導入やインクルーシブな環境を求める声が高まり、計画的な更新が課題となっておりました。こうした中、令和7年1月に、大手住宅メーカーからの企業版ふるさと納税による御寄附を活用した整備が決定し、資料の左下に記載しております、園庭整備における基本理念、これに沿った形で、昨年度、令和7年度より、遊具の更新を含めた園庭整備を進めてきたものでございます。あわせて、園庭整備の趣旨に賛同された女性ボランティア団体から、園名版に取り付けるベルの寄贈もいただきまして、このたび、竣工の運びとなったところでございます。

資料の右上になりますけれども、整備内容といたしましては、1、インクルーシブ遊具への更新とありますとおり、既存の遊具は全て撤去し、インクルーシブ遊具への更新を行っております。具体的には、資料の2枚目になりますけれども、写真を掲載しておりますが、上段が整備前、下段が整備後になりますが、下段のですね、右から2つ目になりますが、築山を活用した滑り台、これを新設するとともに、その左下になりますが、体幹の弱い子どもでも1人乗ることができるブランコ、それから、その左にあります。タープによる日よけを付け、衛生対策を施した砂場、これらを設置しております。また、資料1ページ目に戻りますけれども、右側の2番目ですね、外構ほか整備ということで、安全性への配慮や、地域環境との調和などを念頭に置きましたフェンスなどの附帯設備、遊歩道、植栽などの園庭整備も進めてきたところでございます。なお、その下に記載がありますとおり、新たな園庭の供用開始に当たりまして、5月27日、来週の水曜日になりますけれども、整備に御尽力いただきました関係者の皆様、それから地域の皆様をお招きし、オープニングセレモニーの開催を予定いたしております。

このたびの一連の園庭整備につきましては、地域社会におけるインクルージョンの推進に資するものと認識しております、リニューアルされた環境を適切な療育の提供にしっかりと活用しなが

ら、今後とも、公立の児童発達支援センターとして、その使命を果たしてまいりたいというふうに考えております。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○塩尻委員長 ただいまの報告につきまして、特に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○塩尻委員長 次に、(2) 学校給食調理所の共同調理所化について及び(3) 旭川市運動部活動の地域展開に関する基本方針の策定についての以上2件について理事者から報告願います。

○坂本学校教育部長 学校給食調理所の共同調理所化について御報告いたします。学校給食調理所では、慢性的な調理員不足に加え、施設整備の老朽化が進んできております。このため、持続的に安全、安心な給食を提供できる体制整備に向けて、昨年度から単独調理校の一部を共同調理所へ変更する取組を進めています。本年4月からは、愛宕東小学校と愛宕小学校の共同調理所化を実施し、さらには、東旭川学校給食センターの民間委託を開始したことにより、フルタイムの給食調理指導員の欠員解消が図られております。パートタイムの調理員については、欠員数が増えているものの、勤務時間が長い職員が多くなったことで、不足時間数は減少しており、一定の効果が現れていると捉えています。令和9年度に共同調理所化を予定している大有小学校と北鎮小学校については、両校の調理食数が同程度であり、調理施設の現況を確認し、学校からの意見も踏まえた上で、大有小学校を調理校、北鎮小学校を受配校としたところです。今後は、小中学校の適正配置計画に基づく統廃合対象校の取組の進捗を踏まえ、個別に検討をしてまいります。

続きまして、旭川市運動部活動の地域展開に関する基本方針の策定について、経済建設常任委員会において、観光スポーツ・シティプロモーション部から報告しておりますが、部活動に関わるものでありますので御報告いたします。

配付資料の基本方針案に寄せられた御意見と市の考え方についての資料を御覧ください。本年3月16日から4月15日の期間でパブリックコメントを実施し、2件の意見提出があり、いずれも今後の事業実施において検討するものとし、修正箇所はございません。

また、本年4月、部活動に係る適切な休養日の設定について、国や北海道の方針を踏まえ、旭川市立中学校部活動ガイドラインを改定したことに伴い、一部文言を修正しております。

今後は基本方針を各学校へ配付し、併せて市のホームページにも掲載し広く周知するとともに、保護者や学校関係団体に対しては、丁寧の説明を行いながら、運動部活動の令和13年度末までの廃止と地域クラブ活動団体への移行に向けて取組を進めてまいります。

説明は以上でございます。

○塩尻委員長 特に御発言はございますか。

○横山委員 まず、共同調理所化についてですね、質疑ではないんですけれども、ちょっと指摘を意見を交えてさせていただきたいと思います。

旭川市の児童生徒数の現状を考えたときに、共同調理所化については一定理解をするんですけれども、一方で、その調理校の調理施設の状況等について、学校の築年数を考えれば、どう考えてももう最新の設備ではないということが想像されるんですよ。当然、開校時に造られた施設ではないということもあるので、共同調理所の現状がどういうふうになっているのか、現場からはやっぱりいろいろ改修が必要なものだとか、それから調理用品の不備だとか、市教委に連絡をしてもな

かなか予算がつかないとか、更新されないとか、実際に給食が作れないっていうことになるような事態もこれから起きるんじゃないかと。その辺の将来的な見通しをしっかりと踏まえて、共同調理所化については、検討していただかなければならないのではないかと思えます。これ令和9年度だけの話ではなくなると思えますので、今後、長期的な見通しも踏まえてですね、どういうふうにしていくのか、学校施設、設備全体の将来的な見通しも含めて併せて検討いただきたいということを申し述べておきたいと思えます。

次に、部活動の地域展開に関する基本方針の策定についてなんですが、パブリックコメントをやるということについては、3月の常任委員会でも説明をいただきました。それで、実はこの1、2週間で中学校にちょっとお邪魔したときに、現場の教職員から、この指針のことが全く説明されていないって話も、私がちょっとどっかの会議で予告をしていたこともあったので、校長経由で下りると思えますって話をしているんですけども、一向に何の説明もなかったという学校が少なくなく複数校ありました。で、その学校の教職員の声なんですけれども、結局、親たちとか子どもたちは、自分の学校の部活動が今後どうなっていくのかということに非常に不安感を抱えていると、特に小学生の子どもを持つ保護者からは、うちの子が中学校に上がったときどうなるんですかということを学校に問合せをするんですね。ところが、学校は説明する材料を何も持っていないわけですよ。だから、分かりませんってしか答えられないと。そうしたら、やっぱり学校どうなっているんだってことが学校に直接、苦情が来るんですね。結局、指針は分かります、だけど、具体的にこの学校とこの地域で部活動がどうなっていくのか、地域クラブがどうなっていくのかって具体的な見通しがないと、誰も何も対応できないと。で、所管が市教委なのか、そうでないところなのか、それもよく分からないから、誰が責任を持ってこれ進めようとしているのかも、一向によく分からない。で、令和13年度って最後の期限だけは切っていますけども、これ移行できなかったケースを想定しなきゃいけないんじゃないかっていうことを私は何度も指摘しているんですね。

首都圏とかそういう都市部の状況とは違うので、必ずしも地域に受皿ができるという保証はないわけですよ。そうしたときに、移行できないものはなくしていくのか、そうではないのか。その辺の見通しをしっかりと持たないと、結局、宙に浮くのは子どもたちの活動になっていくということだと思いますので、私は、やっぱり市教育委員会が責任を持って、これを主導していかなければならないと思うんですね。文化部は社会教育部で、運動部は観光スポーツ・シティプロモーション部でっていう、一応すみ分けしているようなんですけれども、それでは多分対応できないというふうに思います。もっと、やっぱり現場の声を聞いていただきたい。全く聞かれていないので、自分たちの思いがどういうふうに届いているのかってところ、非常に不信感を持っている今の現状にあります。周辺の町村はもう、地域移行が進んでるところもありますので、指導者の身分保障みたいな、また手当の保障みたいなこともできて、もう整備されて、既に移行しているところもたくさんあるので、そういった情報を知ってらっしゃる方、教職員とか保護者については、旭川はどうなっているんだと、そういう声もたくさん寄せられていますので、私が言いたいのは、まずは、早急にやっぱり先の見通しを持って説明をしていただかなければならないし、特に学校として何をこれから整理していかなきゃいけないのかということ、移行するのをただ待っているだけでいいんですかってことなんです。先生、うちの部活はどうなんですかって、さあ、どっか手が挙がるのを待

っているんですよって、そんな無責任な話は学校としてできないということなんですよね。これ、ちょっともう少し危機感を持っていただかなければならないんじゃないかなというふうに思います。中学校の教職員は非常に危機感を持って、今、待ち構えていますので、ぜひそのことを早急に取り組んでいただきたいということを指摘しておきます。

以上です。

○塩尻委員長 他に御発言ございますか。

○上野委員 予定していなかったんですけど、1点だけ学校教育部のほうに、今の部活動の地域移行についてなんですけれども、私のほうもですね、ちょっと考えることもございまして、令和13年度で部活動を完全に地域移行するっていう形で先ほど報告があったんですけども、これまでは、学校教育の中で、部活動っていうのは、教育課程の中にちゃんと位置づけがされていて、その指導者の確保についても、人事上、管理職が責任持って示していた、やっていたっていう面があるんですけども、13年度以降、地域に移行した際の学校教育の中で、部活動をどう位置づけしていくのかがあてがいが全く見えてこないんですよ、この移行期間も含めてなんですけれども。今までどおりの考え方でもいいのか、地域に移行したら学校教育から離れて本当に社会教育って形で、先ほど横山委員も言っていましたけれども、文化系と運動系で分けて、そういう形で捉えるのか。例えば、通知表一つにしても部活動の書く欄があって、そういったことを今まで記入したりもしていたんです。それは学校教育の一環として考えていたからそういうふうになったわけで、今後、地域移行して完全に地域のクラブに任ずってことになったときに、学校教育として部活動をどういうふうと考えていくのかがあてがいが通じはですね、かなり大きな問題で、今の段階でやっぱり示しておかなければ、これから先、進む上で大変困難になるんじゃないかなと私は思っておりますと御指摘させていただきます。

○塩尻委員長 他に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○塩尻委員長 なければ、次に、(4) 使用料・手数料の見直し案について、理事者から報告願います。

○田村社会教育部長 使用料、手数料の見直しに関する取組につきましては、総務常任委員会所管の案件ではございますが、個別の使用料、手数料の所管部局として関係がございまして、4月24日に最終案を決定いたしました見直し案につきましては、関係部局を代表し、御報告をいたします。

本常任委員会が所管する使用料、手数料につきましては、児童センター、東旭川学校給食センター、公民館の使用料などがあり、関係する部局は、こども・女性・若者未来部、学校教育部、社会教育部であります。

それでは資料の使用料・手数料の見直し案の概要を御覧ください。

まず、1、全体概要ですが、今回の見直しでは、使用料は111施設で1千491項目、手数料は1千73項目が対象となります。使用料は90%、手数料は83%の項目が増額改定となっております。

次に、2、新料金の適用日につきましては、令和8年10月1日からを原則といたしますが、資料の適用日の例外にありますように、ごみ処理手数料等は令和9年4月1日から、また、冬季は開設しない屋外スポーツ施設に係る使用料は令和9年4月20日から、旭山動物園の入園料は令和9

年4月29日からなどの例外を設けております。

次に、3、見直しによる影響額につきましては、令和6年度決算ベースで、使用料が5億円の増、そのうち、旭山動物園入園料が4億円の増、手数料が4.4億円の増、そのうち、ごみ処理手数料が2.7億円の増で、合計9.4億円の増となっております。

なお、資料の使用料・手数料の見直し案は、条例ごとの状況と使用料、手数料の一覧となっております。

続きまして、資料の使用料・手数料の見直し案における変更点を御覧いただきたいと思っております。こちらは、本年2月に御報告いたしました修正案からの変更点となっております。利用者や事業者への影響等を考慮し、適用時期を変更いたしましたほか、項目の廃止や除外を行ったものでございますが、本委員会所管の使用料、手数料の変更はございませんので、詳細の説明は省略させていただきます。

使用料・手数料の見直し案につきましては、来月開会予定の第2回定例会に関連議案を提出してまいりたいと考えております。

使用料・手数料の見直し案についての報告は以上でございます。

○塩尻委員長 ただいまの御報告につきまして、特に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○塩尻委員長 ただいまの報告に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構でございます。

次に、5、地域集会施設の活用に関する実施計画(改訂版)の策定について理事者から報告願います。

○田村社会教育部長 地域集会施設の活用に関する実施計画(改訂版)の策定につきましても総務常任委員会所管の案件ではございますが、施設の所管部局として関連がございますので、御報告をいたします。

本件は、先ほど御報告いたしました使用料、手数料の見直しと重なる内容もございますことから、合わせて、取組を進めてきておりまして、昨年11月と本年2月17日の本常任本常任委員会におきまして、改訂案に対する意見提出手続や市民説明会の市民参加の実施状況等について御報告をしておりますが、その後、附属機関の行財政改革推進委員会での審議や、行財政構造改革推進本部会議を経まして、本年4月30日付で改訂版を策定したところでございます。

本実施計画改訂版につきましては、御配付しております資料の地域集会施設の活用に関する実施計画(改訂版)とその概要版及び参考、地域集会施設の貸室(令和8年4月現在)の3点に整理しておりまして、その内容につきましては、昨年11月の本常任委員会におきましてお示しした改訂案の内容から変更はございませんので、説明は割愛させていただきます。

本計画に関わり地域集会施設の使用料の見直しに関しましては、先ほど御報告したとおり来月開会予定の第2回定例会に関連議案の提出を予定しておりまして、引き続き本計画に基づき施設の効率的な活用に向けた取組を進めてまいりたいと考えております。

報告は以上でございます。

○塩尻委員長 ただいまの報告につきまして、特に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○塩尻委員長 以上で予定していた議事は全て終了いたしました。

その他、委員の皆様から御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○塩尻委員長 それでは、本日の委員会は、これをもって散会いたします。

散会 午前10時39分